



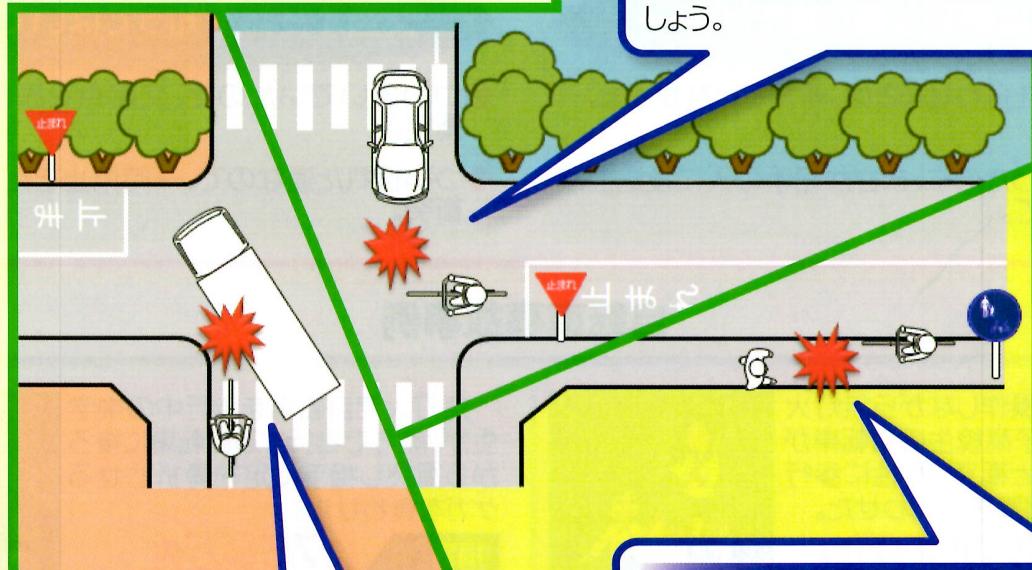
自転車事故防止の ポイント



自転車事故の特徴

千葉県における自転車の関係する人身事故は、全人身事故の2割以上を占めています。このうち、出会い頭の事故が過半数を占めています。

自転車事故を防ぐためには



左折中の巻き込み事故

交差点を直進するときは、左折車に巻き込まれないように注意しましょう。

出会い頭事故

一時停止の標識がある道路では必ず一時停止をして安全を確認して下さい。また、見通しの悪い交差点では徐行して安全を確認しましょう。

歩道上で歩行者と衝突

歩道を走行する場合、車道寄りを徐行(すぐに停止できる速度)し、歩行者の通行を妨げるとときは一時停止しましょう。

●自転車安全利用五則を守りましょう●

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は、左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し運転、携帯電話等使用禁止、ヘッドホン等使用禁止
 - ・夜間はライトを点灯、信号を守る等
- ⑤子ども(13歳未満)はヘルメットを着用

●TSマークについて●

自転車安全整備店の看板があるお店で取り扱っています。自転車安全整備士が自転車を点検、整備(有料)して安全が確認されたときに貼られるマークで、傷害及び賠償責任保険が付加されます。

TSマークのお問い合わせ

公益財団法人 千葉県交通安全協会 TEL.043(271)8481
 千葉県自転車軽自動車商協同組合 TEL.043(266)3221
<http://www.chuokai-chiba.or.jp/cycle/>
 (TSマーク取扱店の掲載もあります。)



聞いてびっくり! 自転車 利用者の

後悔…
先に立たず!

責任



自転車は車の仲間!「車両」としての責任が問われます!
(自転車も事故を起こせば「加害者」にもなります。)

自転車は便利な乗り物だけど…

- 他人にケガを負わせるとは、考えていなかった。
- 軽い事故だったのに、まさか相手の人に後遺症がのこるなんて。

交通ルールを知ってはいても…

- つい急いでいたので、交差点を赤信号で進行し衝突。
- つい慣れた道なので、一時停止を止まらず進行し衝突。

自転車事故事例

携帯電話を操作しながら無灯火で走行中の女子高校生の自転車が歩行中の女性と衝突。女性に歩行困難となる後遺障害を負わせた。

損害賠償額 約5,000万円
(平成17年 横浜地裁)



無灯火で自転車を走行中の中学生が、前方で右折する自転車に後ろから衝突し相手に足を骨折させるケガを負わせた。

損害賠償額 約750万円
(平成19年 東京地裁)



大学生の自転車が脚立に登っていた男性(当時77歳)に衝突し転倒させ死亡させた。

被害者遺族は3,400万の賠償を提示し、父親加入の任意保険で**1,000万円**を支払ったものの、残金は10年間かけての分割払い。(北海道)

アルバイト先から自転車で帰宅途中の高校生が、街灯もない下り坂をスピードを出して走行中、犬を連れ散歩中の男性に気付かず衝突!頭を強打した男性は翌日に死亡した。(愛知県)



自転車事故で問われる責任とは

刑事上の責任

重過失致死傷罪が適用される事が多く、法定刑は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は、100万円以下の罰金となります。(少年事件では、一般的に家裁送致となるため刑罰が適用されるケースは希ですが、特に悪質との審判を受けた場合、刑事裁判で罰金刑が言い渡されることがあります。)

民事上の責任

加害自転車の運転手は、民法709条の不法行為責任を負うことになります。

収入のない小・中・高生が加害者となった場合、賠償金の支払いが大きな負担となります。

道義上の責任

被害者に対する謝罪や就業規則(校則)に基づく処分など、さまざまな面で責任を取らなければなりません。